

# 入 札 説 明 書

滋賀県立学校LED照明器具更新業務  
(その4 (滋賀県立彦根翔西館高等学校ほか5校) )

令和8年6月

滋賀県教育委員会事務局 教育総務課

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、本件業務に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名：滋賀県立学校LED照明器具更新業務  
（その4（滋賀県立彦根翔西館高等学校ほか5校））
- (2) 業務の内容等：仕様書による。
- (3) 履行期間：契約締結日から令和9年3月12日まで
- (4) 履行場所：仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日において最新のもの）に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。
  - ・登録業者：電気設備工事
  - ・対応許可区分：電気工事
  - ・地域要件：滋賀県内に主たる営業所を有する者

## 3 入札執行の日時および場所

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先：  
滋賀県教育委員会事務局教育総務課 大津市京町四丁目1番1号  
電話：077-528-4516 FAX：077-528-4950 電子メール：ma0006@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間：  
令和8年6月2日（火曜日）9時00分から令和8年6月18日（木曜日）  
17時00分まで（ただし、土曜日および日曜日を除く。）
- (3) 入札説明書等の交付方法：入札説明書等は、ホームページの公告からのダウンロード、または(1)に示す場所において交付する。
- (4) 入札説明会の日時および場所：行わない。
- (5) 入札書の受領期限：令和8年6月18日（木曜日）17時00分
- (6) 開札の日時および場所：令和8年6月19日（金曜日）10時00分  
滋賀県教育委員会事務局教育総務課

#### 4 入札および開札

- (1) 入札参加者またはその代理人は、別添「滋賀県立学校LED照明器具更新業務仕様書」および「業務契約書(案)」を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、滋賀県教育委員会事務局教育総務課に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
- (3) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式1による入札書を持参または郵送（書留郵便に限る。）により滋賀県教育委員会事務局教育総務課に提出しなければならない。

直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「6月19日開札〔滋賀県立学校LED照明器具更新業務（その4（滋賀県立彦根翔西館高等学校ほか5校））契約〕の入札書在中」と朱書すること。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「6月19日開札〔滋賀県立学校LED照明器具更新業務（その4（滋賀県立彦根翔西館高等学校ほか5校））契約〕の入札書在中」と朱書すること。

なお、テレックス、電報、ファクシミリおよび電子メールによる入札は認めない。

- (4) 入札書の氏名欄には入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）の記入および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）または代理人の住所、氏名の記入および押印が必要である。また、代理人が持参または郵送により入札書を提出する場合、代理人は、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正不可）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取り止めることがある。
- (8) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、本件業務のほか一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (9) 入札参加者またはその代理人は、別添業務契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (10) 入札参加者またはその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (11) 各参加者の入札のうち予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

## 5 質問および回答の方法等

### (1) 質問方法

「質問票」（別紙様式3）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより滋賀県教育委員会事務局教育総務課へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

### (2) 質問期限

令和8年6月10日（水曜日）12時00分

### (3) 回答方法

県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

滋賀県教育委員会トップページ > 教育委員会の概要 > 教育委員会事務局  
> 入札・契約・寄附

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/gaiyou/zimukyoku/keiyaku/>

### (4) 回答期日

令和8年6月15日（月曜日）13時00分を目途に回答する。

## 6 同等品による入札

同等品での入札の場合は、同等品申請書（別紙様式4）および同等品確認シート（別紙様式5）に、同等品の規格等詳細を確認できる資料（カタログ等）を添付のうえ、持参または書留郵便による郵送により滋賀県教育委員会事務局教育総務課へ提出すること。

## 7 入札保証金および契約保証金

免除

## 8 郵便等による入札の可否

可。郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。なお、郵便による入札書の送付は書留郵便（一般書留、簡易書留）によること。

## 9 最低制限価格

本案件は最低制限価格を設定する。

## 10 失格となる入札

最低制限価格未満の価格で入札したとき。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 12 落札者の決定

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であつて、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

## 13 支払条件

前金払および部分払は、行わない。

## 14 契約書の作成

必要

## 15 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会を行わない。
- (3) 入札に関する問合せ先は以下のとおり。  
滋賀県教育委員会事務局教育総務課 大津市京町四丁目1-1  
電話：077-528-4516 FAX：077-528-4950  
電子メール：ma0006@pref.shiga.lg.jp